

# 「こどもまんなか地域づくり」推進及びプロモーション業務委託 仕様書

## 1 事業名称

「こどもまんなか地域づくり」推進及びプロモーション業務委託

## 2 事業目的

令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法に基づき、幅広い子ども政策を総合的に推進するためこども大綱が策定された。その中で、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に取り組むものとされている。すべての子どもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運を醸成することが求められている。

本事業のイベントにおいては、子ども・若者の社会参画と意見表明の機会を創出していくため、子どもたちが企画・運営に参加することで、社会の仕組みを学び、ひいては子どもの自己肯定感や社会の一員としての主体性を高めることを目的として実施するものである。

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 4 業務概要

受託者は、本市と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

### (1) 全体計画の策定

事業の趣旨や本市の抱える課題や方向性等を分析したうえで、別紙 1\_これまでの取組と今後の方向性に基づき、下記(2)～(5)について、その取組内容やスケジュールを包含した、ストーリー性のある全体計画を策定すること。

### (2) 動画の制作・活用

#### ① 動画制作の範囲

動画は、本市ホームページ(YouTube)や本市 SNS(Twitter、LINE など)によるインターネット配信を前提とし、企画、タイトル、台本(絵コンテ含む)、演出、素材作成、取材、撮影、編集、ナレーション、収録、テロップ制作、BGM 音源制作、選曲・音響効果等、動画制作に係る作業の一切を行うこと。なお撮影は、業務用デジタルハイビジョン解像度以上のカメラで撮影し、編集も撮影と同様の方式で行うこと。成果品については MP4 などの汎用的な動画編集ソフトで編集可能な形式とすること。

#### ② 動画の内容・構成

令和 7 年 3 月に策定する第 3 期松戸市子ども総合計画について、「こどもの意見表明」や、「子どもの参画」、「こどもの最善の利益の追求」をはじめとする子どもの権利に関する内容を含めて、子どもたちにわかりやすく伝える動画

(PowerPoint 等によるスライド動画)を 1 本制作し、3～5 分程度の構成とする。なお、本動画は、市内小中学校で子ども部職員が児童・生徒を対象に、第 3 期松戸市子ども総合計画の理解・促進を図る際の 1 つのツールとして考えている。

③ 動画の納期限

令和 7 年 10 月 31 日(金)

④ 動画の活用

制作した動画を活用し、子育て世帯に効率的に届くように認知拡大を図ること。認知拡大にあたっては、経済的かつ効果的な広告媒体(SNS 広告、Web 配信)を活用すること。

### (3)パンフレットの編集・制作

① パンフレット編集・制作の概要

本市が作成したパンフレットについて、最新の情報に更新して編集すること。配布対象のメインターゲットである子育て世帯や本市への転入を検討している子育て世帯への訴求効果のある内容とし、企画、素材作成、写真撮影、レイアウト、編集、校正・校了、印刷等、パンフレット制作に係る作業の一切を行うこと。

② パンフレットの内容・構成

- ・本市の魅力(子育て支援、医療、教育、交通利便性、地域性等)を集約し、住民の声を反映させるなど、本市での衣食住をイメージできる内容とすること。
- ・写真を使用する場合は、市内で撮影されたものを使用すること。

③ パンフレットの仕様

- ・ページ数 A5判 32 ページ程度を基本とし、判型は本市と協議の上決定すること
- ・仕様 マットコート紙 90kg 及び同等品
- ・数量 5,000 部
- ・印刷色 全ページフルカラー
- ・編集 イラストレーター等の画像加工ソフト
- ・校正回数 文字校正 3 回及び色校正 2 回は確保すること
- ・その他 電子書籍として閲覧できる形式も作成すること

### (4)イベントの実施

子どもたちが主体的に参加し、企画・運営を行うことで、子どもたちの成長につながるように子どものまちや子ども商店街など別紙「これまでの取組と今後の方向性について」を参照し、子どもたちが社会構造を疑似体験でき、参加する子どもたち自身が楽しめるイベントを企画・提案すること。

- ①本イベントでは、イベントの中心を担うメンバーを子ども実行委員(以下、「実行委員」という。)として位置づける。実行委員は、子ども実行委員会(以下「実行委員会」という。)において、イベントの企画や準備を行い、イベント当日は運営を行う。

## ア.実行委員と実行委員会の概要

	運営メンバー	サポートメンバー
応募資格	・小学5年生から中学3年生まで ・実行委員会に3回以上参加できる人	・小学3年生から中学3年生まで ・実行委員会に2回以上参加できる人
参加者数(想定)	10～15名程度	20名程度
募集方法	受託者が設定するWEBフォーム等	
活動回数	毎月1回以上、土日や夏休み期間を含め7回程度	土日や夏休み期間を含め5回程度 ※運営メンバーと合同で活動することも可。
	イベント当日は運営側として参加。	
実行委員会開催場所	本市公共施設内の会議室等 ※都合により利用できない場合は、事業者にて会場を用意すること。その際に発生する経費については受託者負担とする。	
会議開催方法	対面またはWEB形式にて実施	
参加費	無料(交通費は参加者の自己負担とする)	

## イ.実行委員会の実施・運営

受託者は、公募で集めた実行委員を集め、実行委員会を7回程度実施(運営メンバーのみの招集も可)し、1日の活動は3時間程度とする。イベント終了後には、「報告会」として、当日の成果や反省点等を確認する日を設定する。実行委員会では実行委員がイベントの企画・内容を考え、イベント内で子どもたちが出店する場合は、出店内容に則り、必要物品等を揃え、実行委員の出店をサポートする。なお、実行委員が商品制作する際にサポートが必要とされる場合は、その体制を構築すること。また、各実行委員会終了後には議事録を作成し、7日以内に提出すること。

- ② イベント前日の会場設営から当日の運営、片付けを行うこと。なお、イベントの企画は、市内の大型商業施設(日程は要相談)または市内公共施設(11月7日(金)17時～11月8日(土)及び令和8年2月10日(火)11時～2月11日(祝)は松戸運動公園体育館を予約済み)での実施が可能であり、ステージ設備を備えている会場とすること(300人程度の子どもの参加者を予定)。大型商業施設で実施する場合は、実施会場との連携を密にし安全対策に十分配慮すること。
- ③ 実行委員の活動やイベントへの来場者は、保険へ加入するとともに、安全に行える体制を構築すること。
- ④ 委託料には、会場利用料金、人件費、集客に関する広告宣伝費(PRチラシ原案作成費及び印刷費)など、イベント開催に要する一切の費用を含むものとする。なお、チラシの部数やデザイン、納期については本市と協議すること。
- ⑤ イベント統括プロデューサーを配置し、全体管理を行うこと。
- ⑥ 本市 Instagram(matsudo\_de\_kosodate)を活用し、イベントの準備、告知、結果などを配信し、認知拡大につなげる。また、イベントのダイジェスト動画を作成し、イベント終了後1ヶ月以内に本市 YouTube(まっちゃんねる)への配信用データを納品すること。
- ⑦ 実行委員会での活動の様子やイベント当日の様子など写真を多く使用した記録・報告書を作成し、イベント終了後にデータで提出すること。

## (5)効果測定

上記(4)イベント実施時における満足度評価の効果測定を実施すること。

## 5 成果物

下記の成果物を本市が指定する場所へ納品すること。詳細は、本市と十分に協議し、決定すること。

- ① 実施報告書  
イベントの実施報告 一式
- ② 動画  
制作動画 一式
- ③ パンフレット  
制作パンフレット 一式
- ④ 効果測定  
イベント開催に伴う満足度評価 一式

## 6 成果品の著作権等

- (1)成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、全て本市に帰属するものとし、本市が自由に加工、複製、インターネット掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (2)成果品の編集・制作等のために使用した写真・イラスト・書体等は全て本市に供与し、その利用及び再編集は本市において自由に行えるものとする。
- (3)本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。
- (4)本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として受託者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、受託者が負担すること。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1)管理業務

本業務の委託期間中、受託者は、本市と連絡調整を行う担当者を配置すること。本市と、全体計画に基づいた進捗報告や意見交換等を定期的に行い、議事録を作成すること。

### (2)業務の一括再委託の禁止

本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ること。

### (3)守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承認なしに他に漏らしてはならない。本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、松戸市個人情報保護

条例に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 8 その他

本業務の実施について、社会一般に通常実施される項目は、本仕様書に記載のない事項であっても本業務の範囲とする。疑義が生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。